

「企業における動機付け交渉と
契約・市場・法の制度補完性」
へのコメント

伊藤 秀史

2009年2月5日

1. 『動機付けの仕組みとしての企業』

- 株主のみならず，物的資本の拠出者として債権者，人的資本の拠出者として経営者・従業員が，明示的に登場
- 当事者間の動機付け交渉：経営者を通して
- 3種類のパターン (イメージ)

2. 契約・市場・法の相互補完性

- とりわけ，動機付け交渉の枠組みで考えることによって ...
 - 法制度が交渉当事者間の「交渉力」に与える影響
 - 法制度が対純粹株主同盟 (経営者と持合株主の連携，経営者と従業員との連携) にもたらす効果
 - 各法制度のもたらす波及性・機能不全 (= 外部性) の考慮を明示的に扱う

Quick Question : 経営者を含めない連携はなぜ考えない？

コメント#1：動機付け交渉について

- コーポレート・ガバナンス を動機付け交渉の視点でみることの新しさは?
 - さまざまな利害関係者の利害を経営に反映させる仕組み (Jean Tirole)
 - [経営者および利害関係者間の] ゲームのプレーの仕方 (ルール) を拘束的な法，暗黙の行為規範などで予測可能とする [もの] (青木昌彦)

コメント#1：動機付け交渉について

- 交渉：価値 (パイ) の創造と奪い合い
→ 本質的に重要なのは、生み出される価値を最大にすること
- 価値最大化を妨げるもの
 1. 当事者間の非対称情報：逆淘汰とモラルハザード
 2. 当事者以外にもたらされる外部性
 3. (心理的要因：自己帰属バイアス)
- 理想的には、当事者全員が連携し (外部性の内部化)、情報が共有されることが望ましい。

コメント#1：動機付け交渉について

- 現実的問題1：(とりわけ経営者の) モラルハザード
= 不十分な経営努力，無駄使い，保身，自己取引
- 対純粹株主同盟 (経営者と持合株主の連携，経営者と従業員の連携) を促進する法制度によって，経営者の規律付けが弱まる可能性がある
 - 経営者の自由裁量の拡大
 - 経営意思決定における「すくみ」の発生
- 経営者自身が，意図的にそのような対純粹株主同盟を促進しようとする事さえ考えられる
- モニタリング・イメージ と 交渉イメージ の間の規範的な比較制度分析が必要

コメント#1：動機付け交渉について

- 現実的問題2：外部性
- 全員連携が現実的でないならば，いかにして外部性を内部化するかが重要
- 連携が外部性をもたらす場合には，全員提携が実行可能であっても成立しない可能性さえある (Maskin)
例：株主は，経営者と債権者の連携の恩恵を受けるために，あえて資本を提供しないことを選ぶことがあるだろう
- 外部性の内部化の視点から，法制度をみなおすことが必要

コメント#2：制度的補完性について

- 宍戸氏の定義：複数の制度が共存することによって、ある当事者のインセンティブより大きな影響を与えたり、相互に打ち消しあったりする場合
 - 相乗効果と減殺効果の両方を含む
- 通常経済学では、「補完性」は相乗効果のみを意味する
 - 制度 A と B が補完的：B が存在することによって、A の正の効果が増大する、もしくは負の効果が増大する
 - 補完性が存在すると ...
 - システム効果：「全体は部分の総和以上となる」
 - 一方の制度だけ変化させても価値創造に結びつかない(価値減少の可能性も)
 - 複数の安定的な組み合わせが存在する可能性

